

# 記載例

別紙

未成年の子がいる場合は、本紙に記載し、離婚届に添付して届出をしてください。

本紙に記載した場合は、離婚届の「未成年の子の氏名」欄及び右下のチェック欄への記入は不要です。

未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 見本田 一郎	未成年（18歳未満）の子がいる場合、親権を行う方の欄に全員分の氏名をご記入ください。  親権者の指定を求める家事裁判又は家事調停の申立てがされている子の欄は、家庭裁判所に申立てをしている子をご記入ください。
	父（夫）が親権を行う子	
	母（妻）が親権を行う子	
	親権者の指定を求める家事裁判 見本田 二郎	
(協議離婚で親権者の定めをした場合) 相違なければ、それぞれが□のようにするしをつけてください。	夫 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 <input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。
届出人署名 (※押印は任意)	夫 見本田 太郎	妻 見本田 花子


協議離婚の場合は必ず夫と妻2人の署名をし、内容を確認の上チェックを入れてください。


協議離婚の場合は3項目（子育ての分担、親子交流、養育費の分担）についてそれぞれ当てはまる方にチェックを入れてください。


未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものに  
離婚後の子育ての分担について  
取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担し決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行  
親子交流について  
取決めをしている。 □まだ、決めていない。  
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てしている場合も「取決めをしている。」にするし  
経済的に自立していない子（未成年の子に限らず）  
養育費の分担について  
取決めをしている。  
□まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取  
養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。







日本司法支援センター（法テラス）では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。

【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】<https://www.houterasu.or.jp>

上記3項目のチェック欄について不明な点がある場合は、QRコードから確認してください。